

パブリックコメント結果と対応案

1. 意見募集期間 令和3年3月4日(木)～3月31日(水) 28日間
 ※ただし、各施設での閲覧等については、執務時間内に限る。
2. 閲覧場所 都市計画課、市役所情報公開コーナー、市民サービスセンター、野洲図書館、各学区コミュニティセンター、人権センター、市民交流センター
3. 意見提出件数 12件(2名)

No.	ページ	ご意見	市の考え
I-1	3-4	旧計画施策の取組み状況について、それぞれの施策の達成状況や、未達の場合の要因などが記載されておらず、十分検証されたのか懸念がある。実効性のある施策が展開されたのか、そうでない場合はその要因を探ることで、実効性のある施策につなげることができるのではないか。	旧計画に関しては、関連する部署に対してこれまでの施策ごとの取組状況や今後の予定について照会・検証を行い、上位関連計画の位置づけを踏まえた上で、新たな計画への反映方針として、継続する施策・新規施策・見直し検討施策を整理し、第2回野洲市緑の基本計画検討委員会にて協議させていただきました。 なお、本編には、記載スペースの関係で概要のみ(P3～4)を記載しておりますが、第2回委員会資料については野洲市HPにて掲載しております。 また、今後は本計画で位置付けた施策の実施状況や目標指標を検証し、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、様々な主体がそれぞれの役割を担いながら協働で各種施策に取り組むことで計画の実効性を高めてまいります。
I-2	50-83	都市公園等以外の緑の現況は殆ど問題点がなく、追加施策は必要ないように記載されているが、緑の基本方針である、かけがえのない緑を守る、身近な街の緑を守る、市民とともに緑の輪を広げるについては特に新規対策は必要ないとの認識なのか。	本計画の改訂にあたっての基本的考え方は、5ページに記載しています。公園の活用や管理運営(新規整備を含む)は、今回の計画のポイントの一つと言えますが、市民等との連携も重要な視点と捉えており、従来からの取り組みに加えて、アダプト制度の検討や、市民・団体との連携強化のためのマッチング支援、SNS等を活用した情報交流等の新規施策にも取り組むこととしています。(P66～69)

I-3	52	<p>鎮守の森の保全が施策に記載されているが、第2章で記載されている巨樹―巨木のデータのうち、少なくとも4か所の樹木は、現在枯死している状況で、このままだと、ほかの巨樹巨木も危ない。野洲には鎮守の森が多数あるが、それらを守る人材の高齢化などで今後の保全には課題がある。</p>	<p>社寺林は、現在も行われている地元による維持管理への支援を引き続き行いたいと考えています。</p> <p>また、今後の高齢化等の課題について対応していくために、市民が広くみどりの活動に参加できる仕組みについて検討を行い、人材の育成支援に努めてまいります。(P66)</p>
I-4	63	<p>公共施設の緑化を推進するとあるが、最近実施された市役所駐車場拡張工事においても条例で定める植被率が順守されていない状況があり、真に模範となる緑化推進が実施できるのか懸念がある。</p> <p>「野洲市生活環境を守り育てる条例」を遵守すべきとの周知徹底は大丈夫か。</p> <p>道路の緑化についても、バリアフリー優先ということで、県、市の道路河川課主導で街路樹が殆ど伐採され、そのあとにスポット的に可能な範囲で低木の緑を置くなどの工夫も行われないうちになっており、今回の計画、将来像で目指す「中心市街地は緑あふれるエリア」にする施策が十分なのか懸念がある。</p> <p>2018年に工場立地法関連条例で緑化率を20%→10%に半減、それに合わせ、「生活環境を守り育てる」条例での開発案件で、緑化率を減少する改訂が行われている。旧野洲町、中主町計画の目標達成にむけて、取り組む体制は十分だったのか。</p>	<p>市役所本庁舎敷地全体での植被率の基準は達成できていますが、駐車場拡張に伴い、撤去された植栽もあり、緑化改善の必要があると考えています。また、市公共施設の緑化については、施設管理部署間で情報共有をはかるなど、緑化の向上に努めたいと考えています。</p> <p>道路緑化については、近年はバリアフリーや安全性の観点が重視される傾向にあり、むしろ街路樹が減少しているという実態がありますが、新規の道路整備にあたっては、安全性を確保しつつ街路樹による緑化に取り組むことを検討する考えです。(P63)</p> <p>工場周辺の緑地について、周辺環境に配慮した質の高い緑地形成を図ることを目的に、野洲市工場立地法準則条例において、準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街化調整区域では、工場の敷地面積に対し緑地面積を10%、緑地を含む環境施設を15%確保することを定めているところです。</p> <p>本計画の改定に際しては、こういった現状を踏まえ関係部署に対して取組状況を確認した上で検討を行いました。(P65)</p>
I-5	50	<p>都市公園等以外、それぞれの施策についての目標が明示されていないため、PDCAが回せないのでは。このままだと、旧緑の基本計画のように、項目だけ挙げて、実施計画作成、進捗確認、対応策策定などできないまま10年経過するのではと危惧される。</p>	<p>本計画は、今後の長期的な方針を示すもので、個別施策ごとの数値目標を設定するのではなく、総合的な目標として、みどりの基本方針をふまえ、P49に示すような数値目標を設定しています。今後、この数値目標に基づきながらPDCAを回していく予定です。</p>
I-6	68	<p>野洲川北流跡自然の森は、平野部で市中心部にも近い4ha以上もある貴重な緑地だが、みどりの基本計画のなかでは、長期的に保全</p>	<p>野洲川北流跡自然の森については、市としても貴重なみどりであると考えています。また、活動団体メンバーの高齢化などの問題があ</p>

		<p>していくべき緑地と明記されておらず、将来、ボランティア活動が停止した場合、開発される可能性が危惧される。保健保安林の指定、田上・三上地区県立自然公園への組み入れ、自然環境保護区指定、吉川緑地のように湖国風景公園計画への組み込み、或いは野洲市独自の自然公園など、次世代に引き継げる森として保全できる工夫をしていく施策を検討すべきではないか。</p>	<p>ることも認識していますので、引き続き、緑の推進委員会による様々な保全活動を支援いたします。</p> <p>なお、何らかの法指定のご提案につきましては、滋賀県の県有地であることから、県の意向も確認しつつ今後の参考とさせていただきます。(P68)</p>
I-7	50-60	<p>祇王地域に新しい都市公園を検討する計画になっているが、整備には相当の経費がかかると思われる。一方、野洲川北流側帯は、平成28年に防災機能を兼ねた運動公園として計画がなされ、野洲川北流跡自然の森と合わせて多彩な自然を楽しめるエリアになるはずだったが、突如中止された。このエリアは地面の造成整備は国が実施するので、比較的安価に整備できると思われるため、候補地として検討の価値があるのではないか。</p>	<p>本市では、これまで都市公園の整備が十分ではなかったことから、高齢者の健康増進や子育て支援、防災・減災、生物の生息空間等の機能を持った公園を市街化区域に隣接する場所に新規で整備することを計画に位置づけています。</p> <p>野洲川北流跡周辺は、都市公園として整備するのではなく、現存する自然を生かした場所として保全していくべきと考えています。(P58-60)</p> <p>なお、野洲川北流側帯については平成28年度に側帯にある築山の存置や、自然林の駐車場整備に関する事等のご意見をいただいたことを受け、市として検討した結果多機能な公園の事業目的や計画に影響があると判断し、本事業を中止したものです。</p>
I-8		<p>JR野洲駅前地域は、野洲市民病院の移転が協議中であり、10年後を見据えた緑の基本計画の中での方向性としては、自然豊かな野洲市の玄関口として重点緑化エリアにするとか、何らかの施策を検討すべきではないか。</p>	<p>JR野洲駅前の土地利用については、地域経済活性化を踏まえた、より活力に満ちた“にぎわい”を創出するための土地として今後検討を進める予定です。</p> <p>野洲駅前を含むエリアは、P46、みどりの将来像図では「みどりあふれる市街地エリア」として位置づけていますが、現段階において方向性が確定していないことから、整備する機能等について緑化施策も含めた幅広い視点で今後検討してまいります。</p>
I-9	64, 85	<p>今回の計画策定にあたって、それぞれの施策を実際に担当する部署が計画作成の場に入っていないのではないかと危惧される。実</p>	<p>今回の計画策定にあたり、まず旧計画の取組状況等について関係部署に照会を行いました。また、計画案ができた段階で、再度庁内関</p>

		<p>際に担当する部署で施策を展開した実施計画をつくり、PDCA 回す仕組みが必要ではないか。</p> <p>施策のなかに滋賀県の近隣景観形成協定制度を活用した緑化を推進しますとあるが、現在協定結んでいるのは旧中主町の団体のみで、旧野洲町地域は皆無である。どの部署がどのように推進するのか。</p>	<p>係部署や滋賀県に対して意見照会を行い、関連施策との調整や連携を図っています。また、この計画を実行するにあたっては、各部署で取り組んでいる施策について PDCA を活用した進行管理を行ってまいります。</p> <p>近隣景観形成協定制度については滋賀県が所管する事業ではありますが、市内の集落において積極的な利用が図っていただけるよう滋賀県と連携してまいります。</p>
I-10	85	<p>計画の実効性を高めるには計画の進行管理が大事である。その状況を、年次ごとにホームページなどにて公開することを目標にすれば確実性が増し、市民の関心を高めることにもつなげることができるのではないか。</p>	<p>計画の進行管理が重要であるのご指摘はそのとおりであり、市としても、「野洲市みどりの基本計画検討委員会」への定期的な報告や、ホームページ等を通じた公開についても、適宜取り組んでいきたいと考えています。</p>
I-11		<p>旧野洲町・中主町の緑の基本計画は、その存在すらほとんど認識されていなかったのではないか。ホームページでの公開と、進捗や動向を適時更新していくことが、市民とともに緑の輪を広げる事につながると思う。</p>	<p>ご指摘のとおり、計画の認知度を高めることも重要なポイントであると考えており、適宜、情報の公開に努めてまいります。また、SNSも活用した情報発信等にも取り組んでいきたいと考えています。(P 69)</p>
II		<p>近年、地球温暖化で毎夏のように最高気温が更新されているが、クーラーを使えば電気を使い、電気を使えばCO2が増える、CO2が増えれば地球が暑くなるそんな悪循環を今こそ断ち切るべき時だと思ふ。「クーラーを消して木陰で涼もう」と言いたいのが、野洲駅前にも木陰がないのが現状である。木陰があつて、その下にベンチがあつて、そこで音楽聴いたり読書したり、友人としゃべったり、昼時にはキッチンカーが出てサンドイッチを食べたりそんな樹木の下で人々が憩えるような生活空間が望ましい。子供が遊ぶ公園にはお母さんが木の下ベンチで子供を優しく見守っている、そんな光景が当たり前に見えるような公園がいい。</p>	<p>街路樹については、近年はバリアフリーや安全性の観点が重視される傾向にあり、むしろ減少しているという実態があります。しかしながら、温暖化やヒートアイランドの問題も重要な観点であり、本市においても将来にわたって持続可能なまちを築いていくためにSDGsを意識したまちづくりを進めていることから、緑陰空間の充実や都市緑化の促進などの環境施策にも取り組みつつ、交流・憩いの場として子どもから高齢者までの幅広い世代に愛され、地域コミュニティの核となるような公園づくりを目指します。</p>